

液化石油ガス設備工事届の手引

令和6年1月

福岡県版

1 液化石油ガス設備工事届について

液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」とする。）第 38 条の 3 によって、学校、病院、興行場その他の多数の者が出入りする設備又は多数の者が居住する建築物（液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」とする。）第 86 条に定めるものに限る。）に係る液化石油ガス設備工事（規則第 87 条に定めるものに限る。）をしたものは遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行うことが義務付けされています。

福岡県では市長村に権限移譲を行っているため、当該施設又は建築物の所在地を管轄する市町村長に届出を行ってください。

（1）液化石油ガス設備工事届が必要となる対象工事

以下の供給対象施設・消費形態・貯蔵能力及び工事内容全てに該当する場合は届出が必要となります。

ア 供給対象施設

規則第 86 条に定める施設又は建築物

- 1 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設
- 2 キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設
- 3 貸席及び料理飲食店
- 4 百貨店及びマーケット
- 5 旅館、ホテル、寄宿舍及び共同住宅（3 世帯以上）
- 6 病院、診療所及び助産所
- 7 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校
- 8 図書館、博物館及び美術館
- 9 公衆浴場
- 10 駅及び船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
- 11 神社、寺院、教会その他これらに類する施設
- 12 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上である事務所（前各号に掲げるものに該当するものを除く。)

イ 消費形態

「液化石油ガスの主たる用途」が以下の消費形態（**一般消費者等**）であること。

- ・生活の用に供する一般消費者
- ・一般消費者に類似する者
 - 暖房・冷房・飲食物の調理のための燃料として業務用に使用する者
 - 蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業に使用する者
(旅館業、クリーニング業、理容業、美容業、浴場業、医療保健業等)

※該当しない者の例

- 溶接・溶断等の熱源として使用する者、(工業用)
- 豚舎・牛舎等の暖房用燃料として使用する者 (畜産用)
- ビニールハウス内の暖房燃料として使用する者 (農業用)
- コインランドリー

ウ 供給設備の貯蔵能力

貯蔵能力が500kgを超えるもの（特定供給設備を除く）
(規則第87条)

| 貯蔵能力 | 貯蔵の方法 | | 手続き先 |
|----------------------|---|----------|---------------|
| | 容器・バルク容器 | 貯槽・バルク貯槽 | |
| 300kg未満 | 届出義務なし | | — |
| 300kg以上 500kg以下 | 消防法に基づく届出 (圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届) | | 消防署に届出が必要 |
| 500kgを超え 1000kg未満 | 液化石油ガス設備工事届 (供給先が規則第86条に定める施設・建築物。これ以外の場合は消防法に基づく届出) | | 管轄の市町村長に届出が必要 |
| 1000kg以上 3000kg未満 | | | 福岡県への許可申請が必要 |
| 3000kg以上 | 特定供給設備設置許可申請 | | |

エ 工事内容

工事の内容が次のいずれかであること。

- ・新設の工事
- ・変更の工事
 - 供給管の延長を伴う工事
 - 貯蔵設備の位置の変更を伴う工事
 - 貯蔵量の増加を伴う工事

(2) 液化石油ガス設備工事届が不要なケース

以下に該当する場合の届出は不要です。

- ・貯蔵能力が500 kg以下の工事を行った場合
- ・既存の供給設備に追加や変更工事が無く供給業者のみが変更になった場合
- ・既存の供給設備を廃止する場合

(3) 液化石油ガス設備工事に関する留意事項

ア 液化石油ガス設備工事届が不要な場合の留意事項

前記(1)のア～エに該当せず届出が不要であっても、300 kg以上 3,000 kg未満の貯蔵能力がある場合には、消防法の規定(消防法第9条の2)により、消防署への届出が必要。

例) 設備工事届は不要であるが消防署への届出が必要なもの

学校において貯蔵能力 400 kgの設置工事

豚舎において貯蔵能力 800 kgの設置工事

- ・前記(1)イに該当する場合であって、貯蔵能力が特定供給設備に該当するもの(容器・バルク容器の場合は3,000 kg以上、貯槽・バルク貯槽の場合は1,000 kg以上)を設置又は変更する際には、福岡県知事の許可(特定供給設備の許可)が必要。

イ 保安物件について

設置する供給設備は、第一種保安物件(例:学校・病院・劇場・福祉施設・博物館その他の建築物)および第二種保安物件(第一種保安物件以外の建築物であって、住居のために使用するもの)との間の保安距離を確保する必要があります。

なお、保安物件には当該設備の供給先の建築物も含まれます。

2 届出先

当該施設又は建築物の所在地を管轄する市町村長へ届け出を行ってください。

3 作成部数

4部以上 ※届出を行う市町村窓口にて部数を確認してください。

(提出用3部+設備工事事業者控えのほか、必要に応じて建築物所有者控えを作成)

4 手数料

無料

5 届出時期

液化石油ガス設備工事後、遅滞なく届出を行ってください。

6 届出の際の注意事項

- ・届出は、福岡県又は他都道府県への特定液化石油ガス設備工事業の登録事業者であって実際に当該設備の工事を行った設備工事業者が届出を行ってください。
- ・元請工事業者と下請工事業者とで工事した場合は、元請工事業者が届出を行ってください。
- ・分離発注の場合は、何れかの一社代表または全社連名で届出を行ってください。
- ・供給設備と消費設備とで工事業者が分かれているときは、供給設備の工事業者が届出を行ってください。
- ・押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令(施行：令和2年12月28日)により、押印は不要となりました。

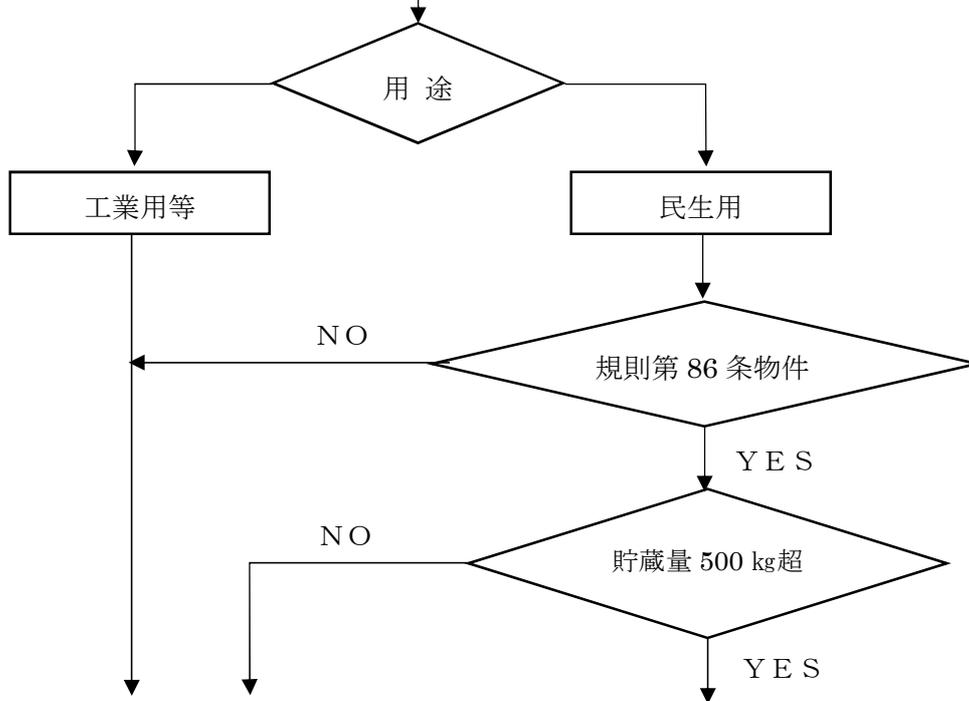
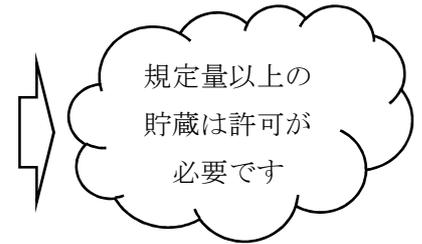
7 必要書類

別紙「液化石油ガス設備工事届出フロー」参照

液化石油ガス設備工事届出フロー

消防署及び液化石油ガス設備工事の届出をする場合のフロー

| 届出を必要とする液化石油ガス設備工事 | | |
|--------------------|----------|-----------------|
| 貯蔵設備 | 容器、バルク容器 | 300 kg以上 3 t 未満 |
| | 貯槽、バルク貯槽 | 300 kg以上 1 t 未満 |



| 消防署へ (消防法) | |
|----------------|---------|
| 貯蔵量 | 提出書類 |
| 300 kg 以上 | 4,5,6,7 |
| ※必要書類は所轄消防署に確認 | |

| 各市町村へ (液石法) | | |
|-------------|-----------------|---------------|
| 貯蔵設備 | 貯蔵量 | 提出書類 |
| 容器、バルク容器 | 500 kg 超 1 t 未満 | 0,1, 4,5,6,8 |
| | 1 t 以上 3 t 未満 | 0,1,2,4,5,6,8 |
| 貯槽、バルク貯槽 | 500 kg 超 1 t 未満 | 0,1,3,4,5,6,8 |

| No | 提出書類 |
|----|--------------------------------------|
| 0 | 液化石油ガス設備工事届書 (様式第 48 (第 88 条関係)) |
| 1 | 様式第 1 号 工事内容等 |
| 2 | 様式第 2 号 供給設備の技術上の基準 (容器、貯槽) |
| 3 | 様式第 3 号 バルク供給に係る供給設備の技術上の基準 |
| 4 | 様式第 4 号 貯蔵設備の付近見取図 |
| 5 | 様式第 5 号 貯蔵設備の配置図 |
| 6 | 様式第 6 号 貯蔵設備の構造図 |
| 7 | 圧縮アセチレンガスの貯蔵又は取扱いの開始 (廃止) 届出 |
| 8 | その他資料(特定設備検査合格証の写し、気密試験記録の写し、アイソメ図等) |

(参考様式：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル)

液化石油ガス設備工事の届書の作成例

様式第48(第88条関係)

| | |
|--------|-------|
| ×整理番号 | |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |

液化石油ガス設備工事届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村長 殿

氏名又は名称及び 〇〇ガス株式会社
法人にあつては
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

住 所 〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|----------------------|--------------------|
| 工事に係る供給設備又は消費設備の所在地 | 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 |
| 当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称 | 〇〇〇〇マンション |
| 当該設備の使用目的 | 厨房および冷暖房 |
| 貯蔵設備の貯蔵能力 | 50kg容器 12本 (600kg) |
| 工事の内容 | 別紙のとおり |

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2. ×印の項は記載しないこと。

様式第1号

工事の内容等

| | | | | | |
|--------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------------|----------|-----|
| 工事の種類 | ① 新設 2. 変更(供給管の延長・貯蔵設備の位置の変更・貯蔵能力の増加) | | | | |
| 工事従事者 氏名 | 氏名 | 設備士免状番号 | 氏名 | 設備士免状番号 | |
| | 〇〇 〇〇 | 福岡〇〇〇 | | | |
| | △△ △△ | 福岡△△△ | | | |
| 完成検査 実施者名 | 〇〇 〇〇 | | | | |
| 気密試験 結果 | 供給管等内容積 | 圧力 | | 気密試験保持時間 | |
| | 60 ㍓ | 8.8 kPa | | 26 分 | |
| 貯蔵 設備 | 火気の種類及び距離 | 種類 | 民家の給湯器 | 距離 | 9 m |
| | 腐食防止措置 | ① 有 ・ 無 | | | |
| | 転落、転倒防止措置 | ① 鎖 ・ ロープ ・ その他 () | | | |
| | 40℃以下対策 | ① 屋根 ・ 遮へい板 ・ その他 () | | | |
| 調整器メーカー・型式 | | 〇〇株式会社 AX-10DL | | | |
| 供給 管 | 高圧部 材質 | STPG370 | | | |
| | 中圧部 材質 | | | | |
| | 低圧部 材質 | 埋設管 | PE | 露出管 | SGP |
| 気化装置 | | 有 ・ ① 無 | ガス発生能力 | kW | |
| 安全装置 | | ① | マイコンメータ ① S、H、SB、E、EB、S4、E4 | | |
| | | 2 | 対震自動ガス遮断装置 | | |
| | | 3 | ガス漏れ警報器連動ガス遮断装置 | | |
| | | 4 | 圧力検知式漏えい検知装置 | | |
| | | ① 5 | 流量検知式切替型漏えい検知装置 | | |
| | | 6 | 流量検知式圧力監視型漏えい検知装置 | | |

様式第2号

供給設備の技術上の基準

(容器による貯蔵で、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満及び貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに添付)

| | |
|--------------|--|
| 1. 保安距離 | ①第1種保安距離 (法定16.97m・障壁設置 0m) 実際_____ m 保安物件の名称 _____ ②第2種保安距離 (法定11.31m・障壁設置 0m) 実際_____ m 保安物件の名称 _____ |
| 2. 障壁 | ①障壁の構造 材料 _____ 寸法 (高さ) _____ cm (厚さ) _____ cm ②扉の構造 材料 _____ (厚さ) _____ cm ③扉の補強 等辺山形鋼(枠) _____ mm× _____ mm (内) _____ mm× _____ mm 間隔 (縦) _____ cm (横) _____ cm |
| 3. 火気等との距離 | ①火気等の種類 _____ 火気等との距離 _____ m ②火気距離が5m未満 障壁 (材料) _____ (高さ) _____ m |
| 4. 滞留防止 | ①貯蔵設備面積 _____ m ² 法定換気口面積 _____ cm ² ②実際の換気口面積 _____ cm ² |
| 5. さく、へい等の設置 | ①さく、へい等の種類 _____ |
| 6. 警戒標 | ①掲示位置 _____ ②表示内容 _____ |
| 7. 消火設備 | ①粉末消火器 A _____ B _____ × _____ 個 ②その他 _____ |
| 8. 軽量の屋根等 | ①屋根の場合その材料 _____ ②遮へい板の場合その材料 _____ |
| 9. 転倒防止等の措置 | ①貯蔵設備の床は水平で、かつ上から物が落ちる恐れがないようにする。 ②転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。 |
| 10. 腐食防止措置 | ①容器は十分に防錆塗装がされたものを使用する。 ②貯蔵設備は排水のよい構造とし、容器の底部を乾きやすくする。 |

様式第3号

バルク供給に係る供給設備の技術上の基準

(バルク貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに添付)

| | |
|------------------------|--|
| 1. 貯槽の設備状況 | 地盤面上 ・ 地盤面下 |
| 2. 貯槽の適合性 | 特定設備検査合格証 ・ 特定設備基準適合証 |
| 3. 保安距離 | ①第1種保安距離 (法定1.5m 構造壁等又は埋設設置 0m) 実際距離_____m 保安物件の名称_____ |
| | ②第2種保安距離 (法定1.0m 構造壁等又は埋設設置 0m) 実際距離_____m 保安物件の名称_____ |
| 4. 構造壁等 | 壁の構造 材料_____寸法 (高さ) _____m (幅) _____m |
| 5. 貯槽の表示 | L P ガス及び火気厳禁(朱書き)、緊急連絡先の表示の有無 有 ・ 無 |
| 6. 腐食防止措置 | 下地処理・錆止め塗装等の有無 有 ・ 無 |
| 7. 転倒防止等措置 | 支柱又はサドル等取付けの有無 有 ・ 無 |
| 8. プロテクター内のガス漏れ検知器の設置等 | ガス漏れ検知器の設置の有無 有 ・ 無 常時監視システム設置の有無 有 ・ 無 |
| 10. 火気距離 | ①火気等の種類_____火気等との距離_____m ②火気距離が2m以内 防火壁等の設置の有無 有 ・ 無 |

様式第4号

貯蔵設備の付近見取図

| | |
|--|--|
| 販売店（供給業者）の名称 | |
| 〃 所在地 | |
| 所有者等の氏名又は名称 | |
| 供給設備等の所在地 | |
| <p>5万分の1の地図等を貼付し、最寄駅等より貯蔵設備への経路、貯蔵設備の位置、保安物件の位置を明示</p> <p>※貯蔵設備から保安物件までの距離を表示すること。</p> | |

様式第5号

貯蔵設備の配置図

| | |
|--|--|
| 販売店（供給業者）の名称 | |
| 〃 所在地 | |
| 所有者等の氏名又は名称 | |
| 供給設備等の所在地 | |
| <p>敷地内における貯蔵設備の配置状況及び 火気の位置・距離等を明示</p> | |

様式第6号

貯蔵設備の構造図

| | |
|--------------|--|
| 販売店（供給業者）の名称 | |
| ” 所在地 | |
| 所有者等の氏名又は名称 | |
| 供給設備等の所在地 | |

貯蔵設備の平面図、側面図、障壁の配置図、配管図等を添付

液化石油ガス設備工事届 届出窓口一覧

(1/2)

| 市町村名 | 担当課 | 電話番号 |
|------|---------------------------|--------------|
| 北九州市 | 消防局予防部規制課保安係 | 093-582-3851 |
| 福岡市 | 消防局予防部指導課保安係 | 092-725-6615 |
| 大牟田市 | 消防本部予防課指導係 | 0944-53-3528 |
| 久留米市 | 商工観光労働部商工政策課商業活性化チーム | 0942-30-9134 |
| 直方市 | 消防本部予防課危険物係 | 0949-25-2302 |
| 飯塚市 | 経済部商工観光課商工係 | 0948-22-5500 |
| 田川市 | 建設経済部産業振興課企業雇用商工係 | 0947-85-7145 |
| 柳川市 | 産業経済部商工・ブランド振興課商工・企業誘致推進係 | 0944-77-8763 |
| 八女市 | 企画部商工振興課商工振興係 | 0943-24-9177 |
| 筑後市 | 消防本部予防課予防担当係 | 0942-52-2020 |
| 大川市 | 地域支援課防災安全係 | 0944-85-5605 |
| 行橋市 | 消防本部消防署警備係 | 0930-25-2323 |
| 豊前市 | 産業建設部商工観光課企業立地係 | 0979-82-8079 |
| 中間市 | 消防本部予防課予防係 | 093-245-0901 |
| 小郡市 | 環境経済部商工・企業立地課商工観光係 | 0942-72-2111 |
| 筑紫野市 | 環境経済部商工観光課商工観光担当 | 092-923-1111 |
| 春日市 | 地域生活部地域づくり課商工農政担当 | 092-584-1111 |
| 大野城市 | 環境経済部産業振興課産業振興担当 | 092-580-1870 |
| 宗像市 | 産業振興部商工観光課商工係 | 0940-36-0037 |
| 太宰府市 | 総務部防災安全課防災対策係 | 092-921-2121 |
| 古賀市 | 建設産業部商工政策課事業者支援係 | 092-942-1176 |
| 福津市 | 地域振興部地域振興課商工振興係 | 0940-62-5013 |
| うきは市 | うきはブランド推進課商工振興係 | 0943-76-9095 |
| 宮若市 | 産業観光課商工振興係 | 0949-32-0519 |
| 嘉麻市 | 産業振興課商工係 | 0948-42-7450 |
| 朝倉市 | 農林商工部商工観光課商工労働係 | 0946-28-7862 |
| みやま市 | 環境経済部商工観光課商工観光係 | 0944-64-1523 |
| 糸島市 | 消防本部予防課予防係 | 092-332-8026 |
| 那珂川市 | 都市整備部産業課産業振興担当 | 092-408-9864 |
| 宇美町 | 危機管理課防災防犯係 | 092-933-5500 |
| 篠栗町 | 産業観光課商工観光係 | 092-947-1217 |
| 志免町 | まちの魅力推進課まちの魅力づくり係 | 092-935-1854 |
| 須恵町 | 地域振興課産業振興係 | 092-932-1438 |
| 新宮町 | 産業振興課商工観光担当 | 092-962-0238 |

| 市町村名 | 担当課 | 電話番号 |
|------|-------------------|--------------|
| 久山町 | 総務課消防防災係 | 092-976-1111 |
| 粕屋町 | 総務部協働のまちづくり課地域協働係 | 092-938-0173 |
| 芦屋町 | 産業観光課商工観光係 | 093-223-3542 |
| 水巻町 | 総務課庶務係 | 093-201-4321 |
| 岡垣町 | おかがきPR課商工観光係 | 093-282-1211 |
| 遠賀町 | 産業振興課商工振興係 | 093-293-1252 |
| 小竹町 | 企画調整課商工観光係 | 09496-2-1214 |
| 鞍手町 | 地域振興課商工振興係 | 0949-42-2111 |
| 桂川町 | 産業振興課商工統計係 | 0948-65-1106 |
| 筑前町 | 環境防災課消防安全係 | 0946-42-6609 |
| 東峰村 | ふるさと推進課商工観光係 | 0946-72-2312 |
| 大刀洗町 | 産業課農政商工係 | 0942-77-6201 |
| 大木町 | 産業振興課商工観光係 | 0944-32-1063 |
| 広川町 | 産業振興課商工観光係 | 0943-32-1142 |
| 香春町 | 産業振興課商工観光係 | 0947-32-8406 |
| 添田町 | 地域産業推進課商工業振興係 | 0947-82-5962 |
| 糸田町 | 地域振興課商工係 | 0947-26-4025 |
| 川崎町 | 商工観光課商工観光係 | 0947-72-3000 |
| 大任町 | 産業経済課 | 0947-63-3001 |
| 赤村 | 産業建設課産業振興係 | 0947-62-3000 |
| 福智町 | まちづくり総合政策課地域振興係 | 0947-22-7766 |
| 苅田町 | 消防本部予防課予防係 | 093-434-0299 |
| みやこ町 | 都市整備課都市計画係 | 0930-32-6007 |
| 吉富町 | 地域振興課地域活性化係 | 0979-24-1177 |
| 上毛町 | 企画開発課開発交流係 | 0979-72-3112 |
| 築上町 | 産業課商工係 | 0930-56-0300 |

(令和5年4月現在)